

兵庫県公報

令和元年6月11日 火曜日 第13号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和2年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	12
公 告	
○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）	12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（県立工業技術センター）	18
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	20
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	21
警察本部公告	
○ 入札公告	23
○ 同 上	25
○ 同 上	28
○ 同 上	30
○ 落札者等の公示	32
○ 同 上	32
○ 同 上	33
正 誤	
○ 平成29年12月15日付け兵庫県公報第2961号中	33
○ 平成30年8月7日付け兵庫県公報第3026号中	33

告 示

兵庫県告示第120号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和2年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験期日、試験科目等

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30北播位置 0006号	1.5.28	小野市天神町字大歳ノ上1115番1	4.50~4.51	49.47



兵庫県告示第129号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30中播位置 0014号	1.5.28	神崎郡福崎町西田原字村西1186番4の一部、 1194番11、1186番4地先水路	5.00	34.98

公 告

税務職員身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
徴税吏員証	第98032号	平成17年4月1日	平成31年4月1日



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

桜ヶ丘(1) I (101020029)の項中別図29、篠原台(1) I (101020044)の項中別図44、篠原台(3) I (101020046)の項中別図46、長峰台(1) I (101020053)の項中別図53、長峰台 I (101020090)の項中別図90、六甲山(1) II (101020093)の項中別図93、篠原北 II (101020132)の項中別図132を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年6月19日（水）から同年7月3日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局東部建設事務所及び神戸市灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年7月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年9月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北六甲 I (101020001)	神戸市灘区六甲山町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
六甲山(12) I (101020013)	神戸市灘区六甲山町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
南六甲 I (101020014)	神戸市灘区六甲山町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
土山(1)(1) I (101020016)	神戸市灘区土山町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
篠原 I (101020018)	神戸市灘区篠原(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鶴甲(4)(1) I (101020022)	神戸市灘区鶴甲3丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
一王山(3) I (101020028)	神戸市灘区一王山町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
桜ヶ丘(1) I (101020029)	神戸市灘区桜ヶ丘町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
桜ヶ丘(2) I (101020030)	神戸市灘区桜ヶ丘町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
赤松(2) I (101020032)	神戸市灘区赤松町1丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

赤松(3) I (101020033)	神戸市灘区赤松町3丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
六甲台(1)(1) I (101020034)	神戸市灘区赤松町1丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
六甲台(3)(1) I (101020036)	神戸市灘区寺口町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
六甲台(4)(1) I (101020037)	神戸市灘区六甲台町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
六甲台(6) I (101020039)	神戸市灘区六甲台町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
篠原台(1) I (101020044)	神戸市灘区篠原台(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
篠原台(3) I (101020046)	神戸市灘区篠原台(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
篠原北(1) I (101020050)	神戸市灘区篠原北町3丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
篠原伯母野山Ⅲ (101020052)	神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
長峰台(1) I (101020053)	神戸市灘区長峰台1丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
長峰台(2) I (101020054)	神戸市灘区長峰台1丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
箕岡(3) I (101020059)	神戸市灘区箕岡通3丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
箕岡(5) I (101020061)	神戸市灘区箕岡通4丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
箕岡(6) I (101020062)	神戸市灘区箕岡通1丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
丸山 I (101020064)	神戸市灘区五毛(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
青ヶ谷(1) I (101020068)	神戸市灘区原田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大石(2) I (101020071)	神戸市灘区大石(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
原田 I (101020073)	神戸市灘区原田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
鶴甲(6)(2) I (101020081)	神戸市灘区鶴甲3丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

一王山 I (101020082)	神戸市灘区一王山町 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
長峰台 I (101020090)	神戸市灘区长峰台2丁目 (別 図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
六甲山(1) II (101020093)	神戸市灘区六甲山町 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
六甲山(4) II (101020096)	神戸市灘区六甲山町 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
六甲山(5) II (101020097)	神戸市灘区六甲山町 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
六甲山(9) II (101020101)	神戸市灘区六甲山町 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
六甲山(10) II (101020102)	神戸市灘区六甲山町 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
六甲山(13) II (101020105)	神戸市灘区六甲山町 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
六甲山(16) II (101020108)	神戸市灘区六甲山町 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
六甲山(18) II (101020110)	神戸市灘区六甲山町 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
北六甲(1) II (101020112)	神戸市灘区六甲山町 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
北六甲(2) II (101020113)	神戸市灘区六甲山町 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
南六甲(2) II (101020119)	神戸市灘区六甲山町 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
六甲台 II (101020126)	神戸市灘区六甲台町 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
篠原(1) II (101020130)	神戸市灘区篠原 (別図44のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
篠原(2) II (101020131)	神戸市灘区篠原 (別図45のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
篠原北 II (101020132)	神戸市灘区篠原北町4丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
原田 II (101020134)	神戸市灘区原田 (別図47のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
西ノ奥(1) II (101020135)	神戸市灘区岩屋 (別図48のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

西ノ奥(2)Ⅱ (101020136)	神戸市灘区岩屋(別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西ノ奥(3)Ⅱ (101020137)	神戸市灘区岩屋(別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
北畑(1)Ⅱ (101020138)	神戸市灘区岩屋(別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
北畑(2)Ⅱ (101020139)	神戸市灘区岩屋(別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
一王山(1)Ⅲ (101020140)	神戸市灘区一王山町(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
土山町 (101020142)	神戸市灘区土山町(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
日柳川(3)Ⅰ (201020017)	神戸市灘区篠原(別図55のと おり)	土石流	別図55のとおり
青谷右支溪Ⅱ (201020029)	神戸市灘区岩屋(別図56のと おり)	土石流	別図56のとおり

(別図1から別図56までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局東部建設事務所及び神戸市灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年7月3日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年9月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) オアシスタウンキセラ川西

所在地 川西市火打一丁目(中央北地区特定土地区画整理事業6街区20-3画地ほか)

2 法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

(i) 交通に係る事項